

# 久留米市屋外広告物の手引き

Rule of the outdoor advertising



久留米市 都市建設部 都市計画課

令和3年 7月 改正  
令和3年 7月 施行

## ○はじめに

久留米市では、屋外広告物を正しく表示するためのルールとして屋外広告物条例を定めています。平成20年4月1日久留米市の中核市移行とともに条例が制定されました。この条例は、街の美観を維持し、公衆に対する危害を防止するためのものですが、これを実現するには、市民の皆さんや広告を出される方のご理解とご協力が必要です。

また、本市では、平成22年度に「久留米市景観計画」を策定し、平成23年度から運用を開始しています。

このような中、屋外広告物も景観づくりの役割として、地域特性に応じた広告物の掲出に配慮する必要があることから、屋外広告物法第6条に基づき、市の魅力ある景観づくりや秩序ある広告景観を推進するため、久留米市屋外広告物条例等の一部を平成25年度に改正し、景観計画に即した広告物規制の地域区分や許可基準等に内容を改めています。

久留米の街をより美しく、快適に住みやすくするため、皆様方のご協力をお願いいたします。

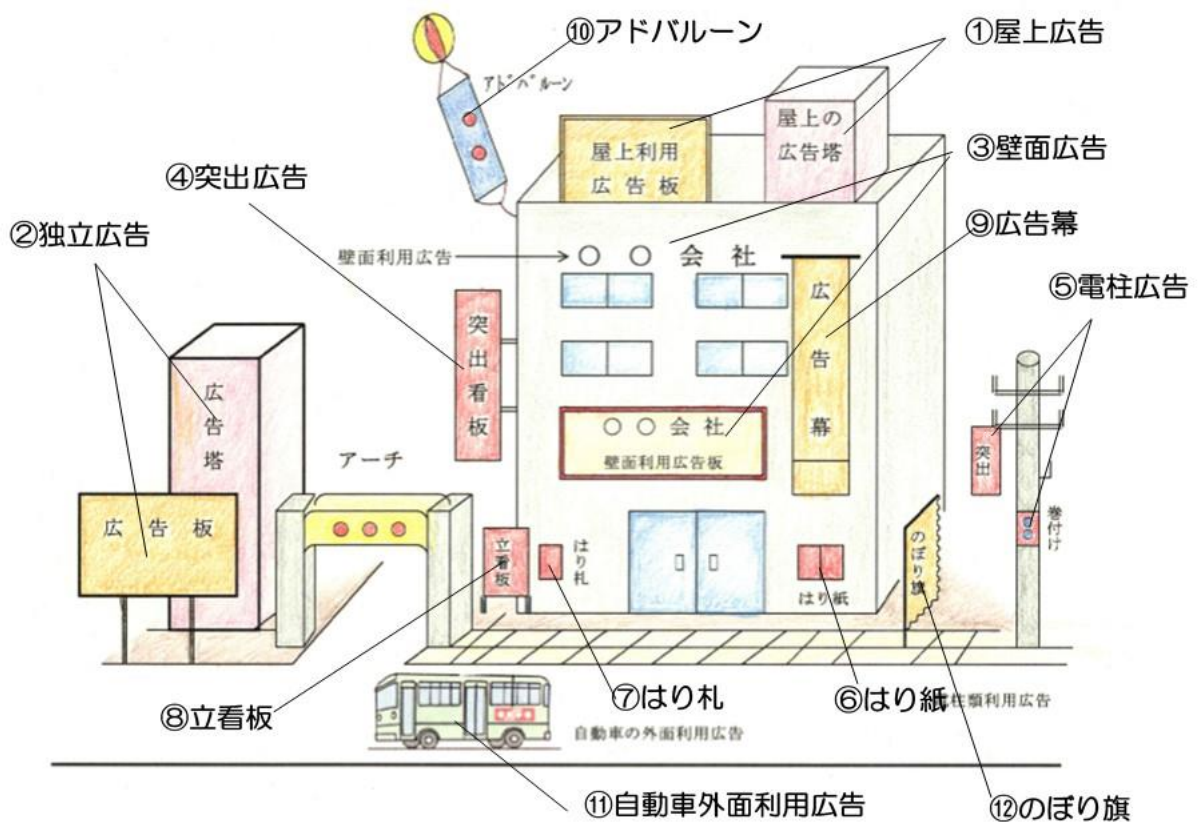
### <目次>

I . 屋外広告物とは . . . . .	P 2
II . 屋外広告物を設置するとき . . . . .	P 3
III . 設置ルール（屋外広告物の規格） . . . . .	P 4
IV . 違反したとき . . . . .	P 17

## I. 屋外広告物とは

屋外広告物とは、「常時又は一定の期間継続して公衆に表示されるもの」で、内容が営利・非営利を問いません。また、文字表示だけでなく、絵・写真等も広告物となります。

具体的には、はり紙類、立看板、独立広告、壁面広告、屋上広告、突出広告、広告幕、電柱広告、イルミネーション、ネオンサイン、アドバルーン、電光表示装置、車体利用広告等をいいます。



※ 以下のものは屋外広告物には含みません。

- ・ 街頭で配布されるビラやチラシの類
- ・ ショーウィンドーや自動車の内側に表示されるもの
- ・ 駅や空港の構内に表示されるもの
- ・ 音響広告やサーチライト

## Ⅱ. 屋外広告物を設置するとき（屋外広告業の手続き）

屋外広告物、又は、これを表示する物件の設置を業としている方は市長へ屋外広告業の登録が必要です。この場合、市内で営業を行う方が対象です。また、営業所ごとに、市（県）が主催する「屋外広告物に関する講習会」の修了者等を業務主任者として置くことが必要となります。

但し、福岡県に屋外広告業の登録をしてある方は、久留米市は中核市の特例として届出制をとっており、新たに久留米市に登録をする必要はありません。

福岡県に登録をしていることの届出を、出していただくこととなります。

（条例 第29～44条）

### 【屋外広告業の手続き方法】（福岡県に広告業の登録を行っている場合）

以下の書類各1部を都市計画課までご提出ください。

※郵送での申請を行う場合は、返信用の封筒と切手をご同封ください

	提出書類	備考
1. 新規届出	・ 特例屋外広告業届出書	第23号様式 市ホームページよりダウンロード可能
	・ 業務主任者の資格を証するものの写し	屋外広告士登録証、 屋外広告物講習会修了証等
	・ 福岡県屋外広告業登録通知書の写し	
2. 更新・変更届出	・ 特例屋外広告業届出事項変更届出書	第24号様式 市ホームページよりダウンロード可能
	・ 福岡県屋外広告業登録事項変更通知書の写し	
	・ 業務主任者の資格を証するものの写し (※業務主任者を変更した場合のみ)	屋外広告士登録証、 屋外広告物講習会修了証等

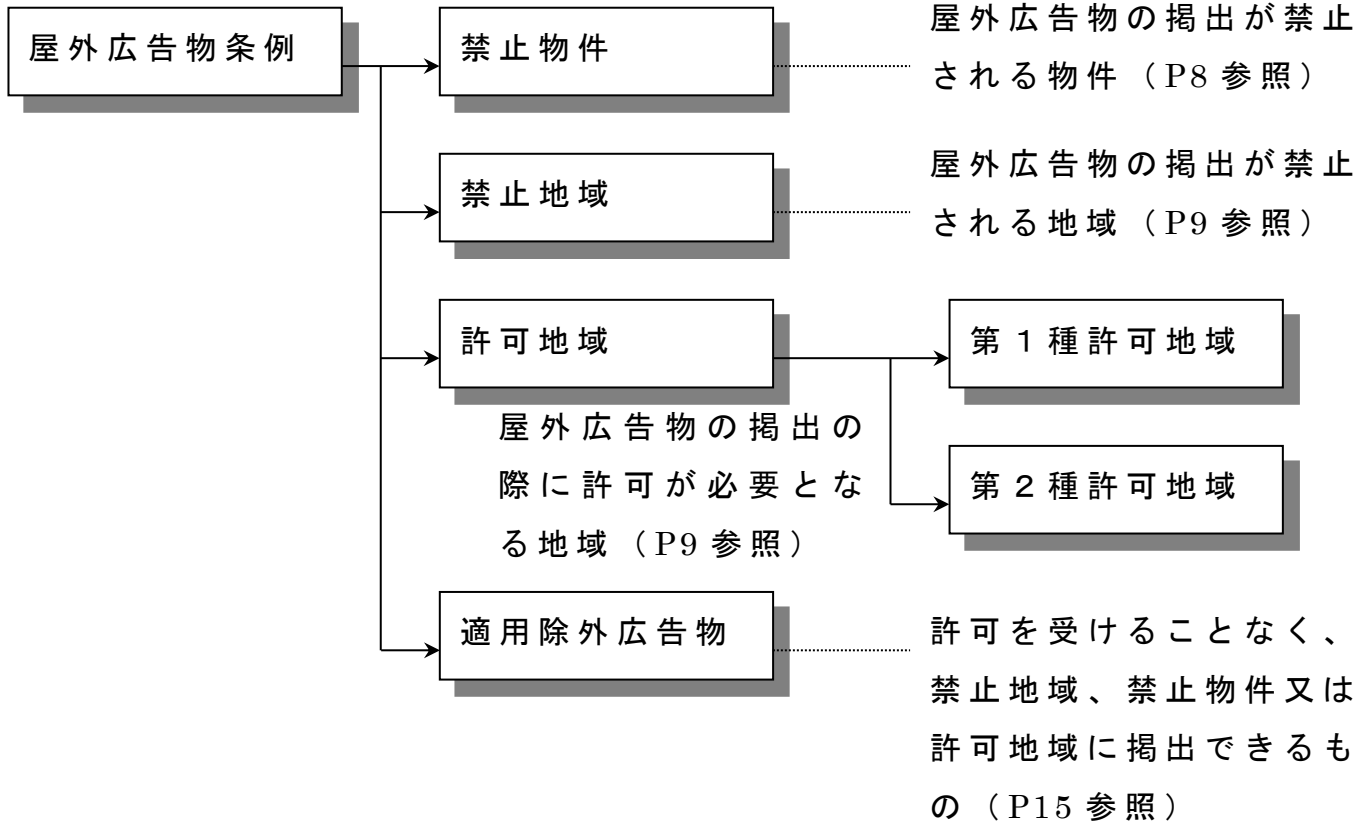
福岡県の屋外広告業登録の変更や、更新を行った場合には、変更届出を久留米市に提出していただく必要があります。

※ 福岡県に登録することなく、久留米市単独で登録を行いたい場合は、別に手数料（10,000円）と登録申請書類が必要となります。詳細については久留米市都市建設部都市計画課（本庁舎12階）にお問合せください。

### Ⅲ. 屋外広告物の設置ルール（屋外広告物の規格）

条例の適用が除外される広告物（P15 参照）以外の屋外広告物を表示、掲出する際は、すべて許可が必要です。

また、現在表示している広告物を変更したり、改造又は移転したりする場合や、許可期間を満了後も継続して表示、掲出する場合についても許可が必要です。



具体的な取り扱いについては、「久留米市屋外広告物許可申請 Q&A」を久留米市ホームページに公開しておりますので、併せてご参照ください。

#### 屋外広告物の設置ルール 目次

項目	ページ
1 許可申請の手続き方法・フロー	5
2 管理者の義務付け	7
3 禁止物件、禁止広告物	8
4 禁止地域、地域区分	9
5 許可の基準	11
6 許可期間	13
7 色彩基準	14
8 適用除外広告物	15
9 屋外広告物許可手数料	16

【 1 許可申請の手続き方法・フロー】（条例 第 10、11、12、14 条）

- 1) 提出書類一覧（1部を都市建設部都市計画課へ提出してください）  
 ※郵送での申請を行う場合は、返信用の封筒と切手をご同封ください

書 類 名	申請の種類		
	□ 新 規	□ 変 更	□ 更 新
① 屋外広告物許可申請書 【第1号様式】 ※ 1	○	○	○
② 位 置 図	○		
③ 配 置 図	○	○	
④ 仕様書・図面 ※ 2	○	○	
⑤-1 現 況 写 真（カラー） （敷地全景・個別の広告物）	○	○	○
⑤-2 現 況 写 真（カラー） （点検時の詳細写真）	□ 既設の場合は必要		○
⑥ 自主点検結果報告書 【第3号様式】 ※ 1	□ 既設の場合は必要		○
⑦-1 道路占用許可書	□ 道路上空に設置・表示する場合必要		
⑦-2 土地使用契約書 ・承諾書等	○	○	○
	※ 自己所有地・物件の場合は不要		
⑦-3 工作物確認申請の 確認済書・検査済書	□ 高さ 4m を超える場合必要 ※同時提出の際は確認申請書を事前確認		
⑧ 管理者の資格の写し （建築士・屋外広告士）	○	□ 管理者を変更した場合必要	
	※堅固な広告物等で高さが 4 m 以下、 かつ敷地内表示面積 1 5 m <sup>2</sup> 以下の場合は不要 ※簡易な広告物の場合は不要		
⑨ その他市長が必要と認める書類	□ 審査の際に提出をお願いすることがあります		

※ 1 各様式は久留米市ホームページよりダウンロードできます

※ 2 広告物の意匠、色彩及び寸法や面積を表示した図面（建築物壁面を利用する広告物の場合は、その建築物の壁面面積及びその建築物と広告物の位置関係を示す図面を含む）

2) 提出期限

新規・変更については、許可書が発行されてからの工事着工となるよう、事前に申請を行ってください。処理期間は 10 日程度となります。

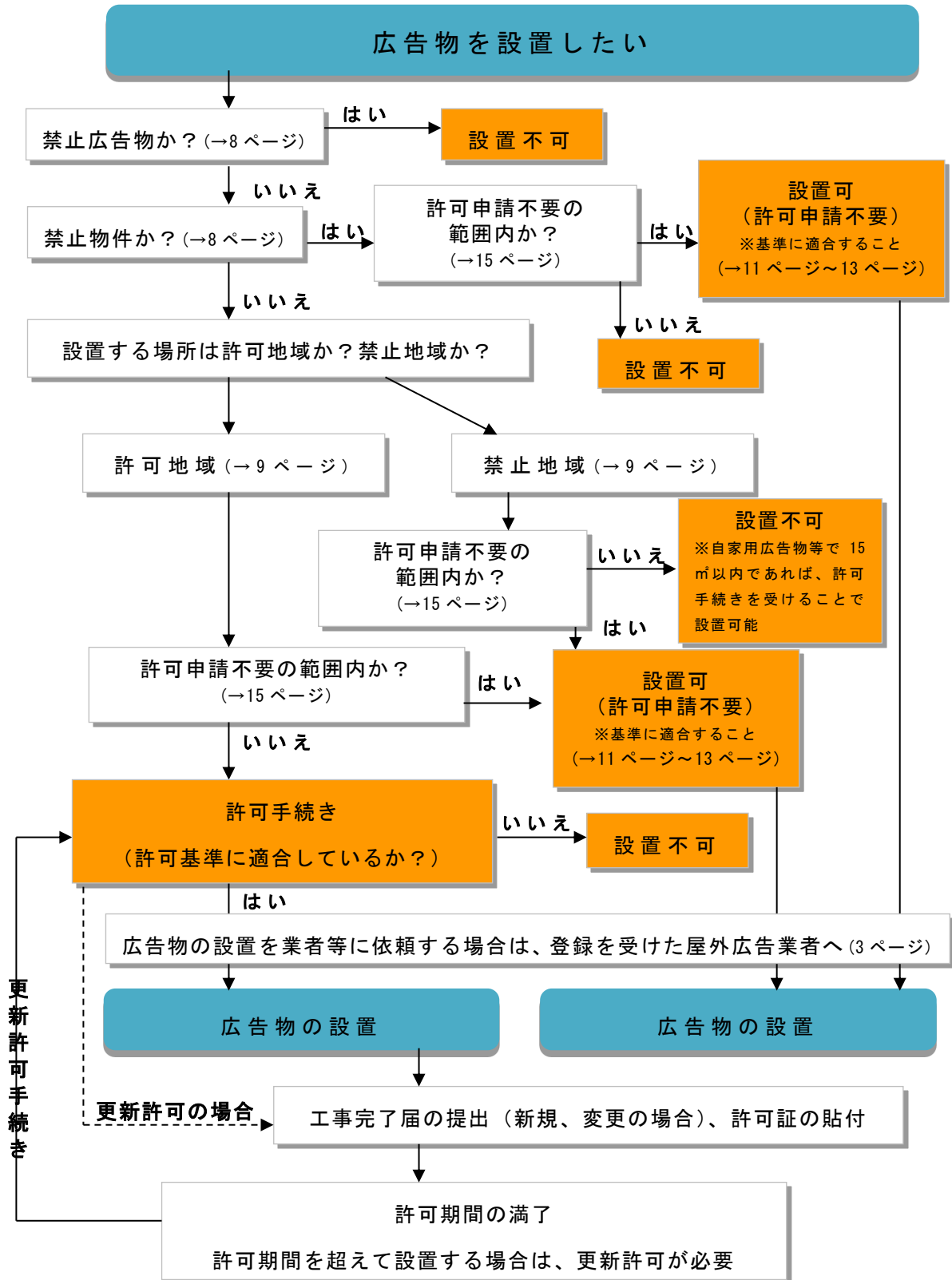
更新については、期間満了の 10 日前までに更新申請を行ってください。

なお、許可の期間が満了したとき、もしくは許可が取り消されたときは、事実の発生した日から 10 日以内に広告物を除去しなければなりません。

3) 許可申請手数料

許可申請の際には所定の手数料（P16 参照）が必要となります。申請内容の審査後に許可書と併せて納付書を発行いたします。

# 屋外広告物許可申請フロー



- ※ 他法令による手続（工作物確認申請・道路占用許可等）が必要な場合があります。
- ※ 許可を受けた広告物において、申請者および管理者の住所・名称・氏名が変更となった場合には各種変更届が必要です。

## 【2 管理者の義務付け】（条例 第13、15、16条）

広告物の設置の際には、適切な安全管理を必要とするため、管理者設置を義務付けています。

### ● 管理者設置が必要な広告物

- ・ 簡易広告、電柱広告、壁面に直接塗布する広告を含めたすべての広告物

### ● 管理者に有資格者の選任が必要な広告物

- ・ 堅固な広告物（高さが4 mを超える独立広告 等）
- ・ 敷地内表示面積の合計が15 m<sup>2</sup>を超える広告物

### ● 管理者の資格

- ・ 屋外広告士、一級建築士、二級建築士

## 屋外広告物管理者の方へ

広告物を設置したり管理したりしている場合、もし物件が安全上や景観上で問題がおきたときには、補修又は除却を速やかに行う必要があります。

### ● 補修又は除却に該当する場合

- ・ 著しく汚れ、退色し、又は塗料等がはく離したものの
- ・ 著しく破損し、又は老朽したものの
- ・ 倒壊又は落下のおそれがあるもの 等

### ● 除却に該当する場合

- ・ 許可の有効期間が満了したとき
- ・ 許可が取り消されたとき
- ・ 物件を設置する必要がなくなったとき 等



### 【3 禁止物件、禁止広告物】（条例 第4、6条）

以下に挙げる物件及び広告物等は表示・設置を禁止しています。類似のものに關しましては久留米市都市建設部都市計画課（本庁舎12階）までお問い合わせください。

#### 屋外広告物を表示してはならない物件（禁止物件）

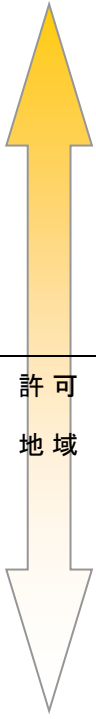
- ・ 橋（橋台及び橋脚を含む。）、トンネル、高架構造物及び分離帯
- ・ 街路樹、路傍樹、保存樹
- ・ 信号機、道路標識、道路の防護柵、カーブミラー、パーキングメーター
- ・ 銅像、記念碑、電話ボックス、公衆便所の外面、郵便ポスト
- ・ 消火栓、火災報知機
- ・ 煙突、ガスタンク、貯水タンク
- ・ 街路灯、電柱（はり紙類又は立看板に限る。）

#### 掲出してはならない広告物（禁止広告物）

- ・ 著しく汚れ、退色し、又は塗料等がはく離したものの
- ・ 著しく破損し、又は老朽したものの
- ・ 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- ・ 信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるおそれがあるもの
- ・ 道路の見通しを妨げ、又は交通の安全を阻害するおそれがあるもの

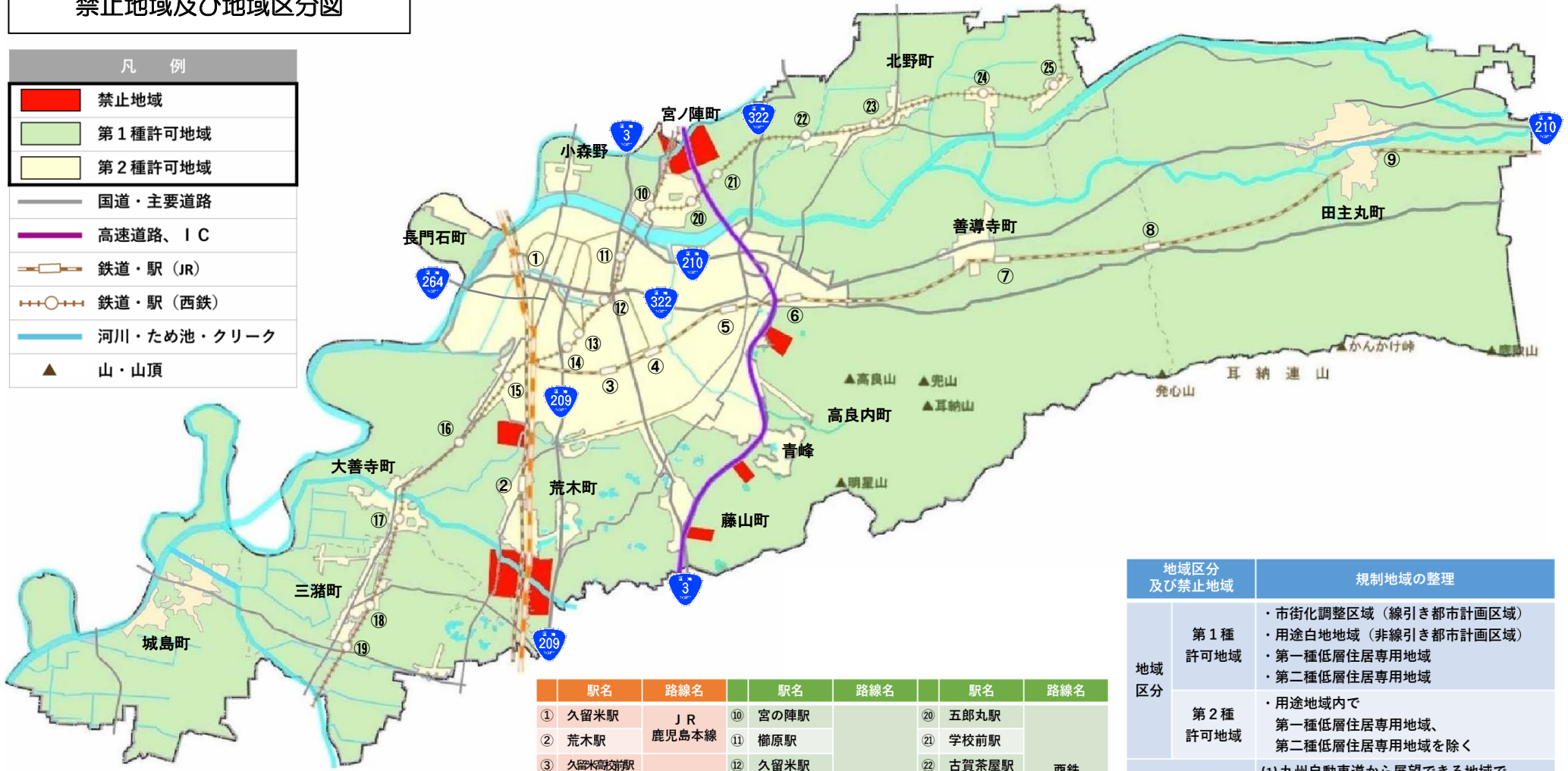
【 4 禁止地域及び地域区分】（条例 第 4、5 条）

禁止地域及び地域区分については以下のとおりです。図については次項を参照してください。

規制地域の整理		景観計画 地域区分
<p>禁止 地域</p> <p>強</p> 	<p>【九州自動車道両側 500m未満の地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 走行の安全性や眺望景観を優先する地域</li> <li>※ 国勢調査の結果公表された人口集中地区を除く</li> </ul> <p>【九州新幹線両側 500m未満の地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 走行の安全性や眺望景観を優先する地域</li> <li>※ 国勢調査の結果公表された人口集中地区を除く</li> <li>※ 都市計画法第 8 条第 1 項に定める用途地域に係る部分を除く</li> <li>※ 上記に掲げる部分の背後の土地を除く</li> </ul> <p>【古墳及び墓地】</p> <p>【その他市長が特に必要と認めて指定する地域又は場所】</p>	—
許可 地域	<p>【第 1 種許可地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 自然・田園景観や特に住宅地に相応しい良好な景観を保全する地域</li> <li>・ 良好な自然・田園環境や住宅環境との調和を図る地域であり、広告物の掲出を極力抑制する。</li> </ul> <p>■ 対象地域</p> <p>第 2 種許可地域以外の地域</p>	<p>耳納連山山辺 地域</p> <p>東部田園地域</p> <p>西部田園地域</p> <p>周辺市街地</p>
弱	<p>【第 2 種許可地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市街地景観と商工業活動の利便との調和に配慮すべき地域</li> <li>・ 商工業活動の利便が高く、多様な土地利用が可能な地域であり、広告物の需要が高いことに配慮した規制を行う。</li> </ul> <p>■ 対象地域</p> <p>第一種・第二種低層住居専用地域以外の用途地域が定められている地域</p>	<p>中心市街地</p> <p>周辺市街地</p>

# 久留米市屋外広告物の 禁止地域及び地域区分図

凡 例	
	禁止地域
	第1種許可地域
	第2種許可地域
	国道・主要道路
	高速道路、I C
	鉄道・駅 (JR)
	鉄道・駅 (西鉄)
	河川・ため池・クレーク
	山・山頂

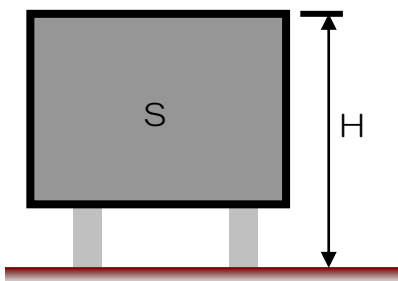
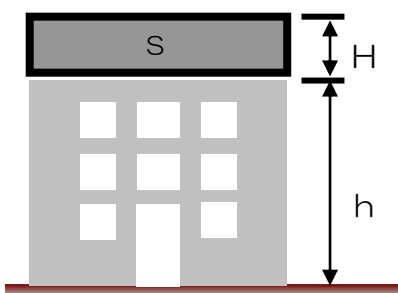
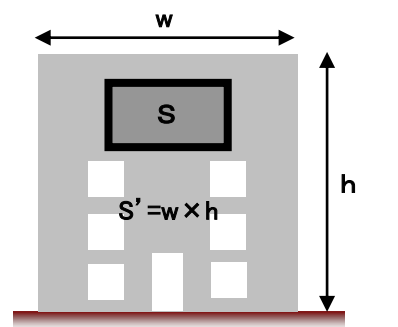
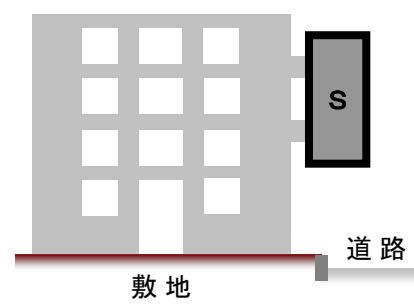


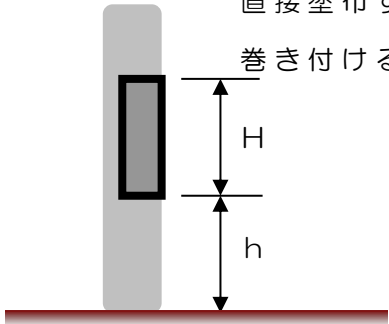
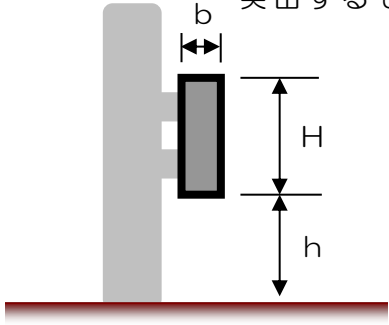
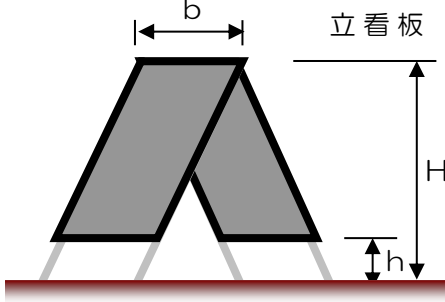
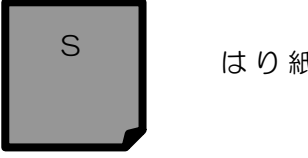
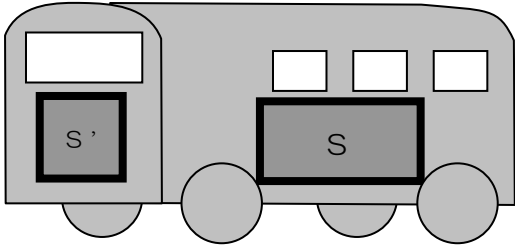
①	駅名	路線名	⑩	駅名	路線名	⑲	駅名	路線名
①	久留米駅	J R	⑩	宮ノ陣駅	西鉄 天神 大牟田線	⑲	五郎丸駅	西鉄 甘木線
②	荒木駅	鹿児島本線	⑪	櫛原駅		⑲	学校前駅	
③	久留米高校前駅	J R 九大本線	⑫	久留米駅		⑲	古賀茶屋駅	
④	南久留米駅		⑬	花畑駅		⑲	北野駅	
⑤	久留米大学前駅		⑭	試験場前駅		⑲	大城駅	
⑥	御井駅		⑮	津福駅	⑲	金島駅		
⑦	善導寺駅	⑯	安武駅					
⑧	筑後草野駅	⑰	大善寺駅					
⑨	田主丸駅	⑱	三瀧駅					
			⑳	犬塚駅				

地域区分 及び禁止地域		規制地域の整理
地域 区分	第1種 許可地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街化調整区域（線引き都市計画区域）</li> <li>用途白地地域（非線引き都市計画区域）</li> <li>第一種低層住居専用地域</li> <li>第二種低層住居専用地域</li> </ul>
	第2種 許可地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>用途地域内で 第一種低層住居専用地域、 第二種低層住居専用地域を除く</li> </ul>
禁 止 地 域		<ol style="list-style-type: none"> <li>九州自動車道から展望できる地域で、 両側500m未満の範囲にある地域 （ただし、人口集中地区を除く）</li> <li>九州新幹線から展望できる地域で、 両側500m未満の範囲にある地域 （ただし、人口集中地区 および用途地域に係る部分、 上記に掲げる部分の背後の土地を除く）</li> <li>古墳及び墓地</li> </ol>

※詳細については  
都市計画課窓口にお問合せください  
(0942-30-9083)

【 5 許可の基準】（条例 第 9 条）

独立広告		第 1 種許可地域	第 2 種許可地域
	高さ	$H \leq 10\text{m}$	$H \leq 15\text{m}$
	面積	$S \leq 20\text{m}^2$ (1 基 当 り)	$S \leq 50\text{m}^2$ (1 基 当 り)
	色彩	地色に高彩度の色彩の使用を禁止 <sup>(※)</sup>	—
	その他	・ 外付けの付属照明は高さ H に含まない	
屋上広告		第 1 種許可地域	第 2 種許可地域
	高さ	$H \leq 1/3h$ $H + h \leq 50\text{m}$	$H \leq 1/2h$ $H + h \leq 50\text{m}$
	色彩	地色に高彩度の色彩の使用を禁止 <sup>(※)</sup>	—
	その他	・ 外付けの付属照明は高さ H に含まない ・ 建物の高さが一定でない場合は、その広告物を設置する箇所の建物の最高高さを h とする	
壁面広告		第 1 種許可地域	第 2 種許可地域
	面積	$S \leq 1/5S'$ (1 壁面 当 り)	$S \leq 1/3S'$ (1 壁面 当 り)
	色彩	地色に高彩度の色彩の使用を禁止 <sup>(※)</sup>	—
	その他	・ 各面毎の建物壁面面積を S' とする ・ 多角形の場合は各折れ点毎の壁面による	
突出広告		第 1 種許可地域	第 2 種許可地域
	面積	$S \leq 5\text{m}^2$ (1 壁面 当 り)	$S \leq 30\text{m}^2$ (1 壁面 当 り)
	色彩	地色に高彩度の色彩の使用を禁止 <sup>(※)</sup>	—
	その他	・ 広告物が道路に突出する場合には道路占用許可が必要	

電柱広告		第1種許可地域	第2種許可地域
 <p>直接塗布するもの 巻き付けるもの</p>	高さ	$H \leq 1.8 \text{ m}$ $h \geq 1.2 \text{ m}$	
	 <p>突出するもの</p>	高さ 幅	$H \leq 1.5 \text{ m}$ $h \geq 4.5 \text{ m}$ (車道上) $h \geq 2.5 \text{ m}$ (歩道上) $b \leq 0.8 \text{ m}$
立看板・はり紙類		第1種許可地域	第2種許可地域
 <p>立看板</p>	高さ	$H \leq 2.0 \text{ m}$ $h \leq 0.3 \text{ m}$ $b \leq 1.0 \text{ m}$	
	 <p>はり紙</p>	面積	$S \leq 1.0 \text{ m}^2$
定期路線バス		第1種許可地域	第2種許可地域
	面積	$S \leq 5 \text{ m}^2$ $S' \leq 0.5 \text{ m}^2$	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 窓面利用の場合は側面及び後面のみで各窓面面積の30%以内とする</li> <li>・ 色彩、意匠等は、良好な景観の形成に配慮したものとする</li> <li>・ 電光表示装置などを用いないこと</li> <li>・ 発光、蛍光その他の反射効果をもつ材質を用いないこと</li> </ul>	

※ 第1種許可地域における自家用広告物以外の広告物には下表の通り広告物の地色に高彩度な色彩の使用が制限されます。

詳細は【7 色彩基準】(P14参照)をご確認ください。

色 相	使用できる彩度
R・Y R・Y	彩度 10 以下
G・G Y・P・P B・R P	彩度 8 以下
B・B G	彩度 6 以下

※ 自家用広告物等で一定の面積以下 (P15 参照) は許可申請不要です。

## 【6 許可期間】(条例 第10条)

許可期間は以下のとおりです。

許可期間	対象広告物
1ヶ月以内	はり紙、はり札、立看板、広告幕、アドバルーン 等
3ヵ年以内	上記以外 (独立広告、壁面広告など)

許可期間が異なる広告物を申請する場合は、許可期間毎に分けて申請ください。

【 7 色彩基準】（条例 第 9 条）

屋外広告物における  
色彩基準の範囲

高彩度色の範囲

高彩度色の範囲を  
各色相における彩  
度の高い方から概  
ね 1/3 とする

許可基準の範囲

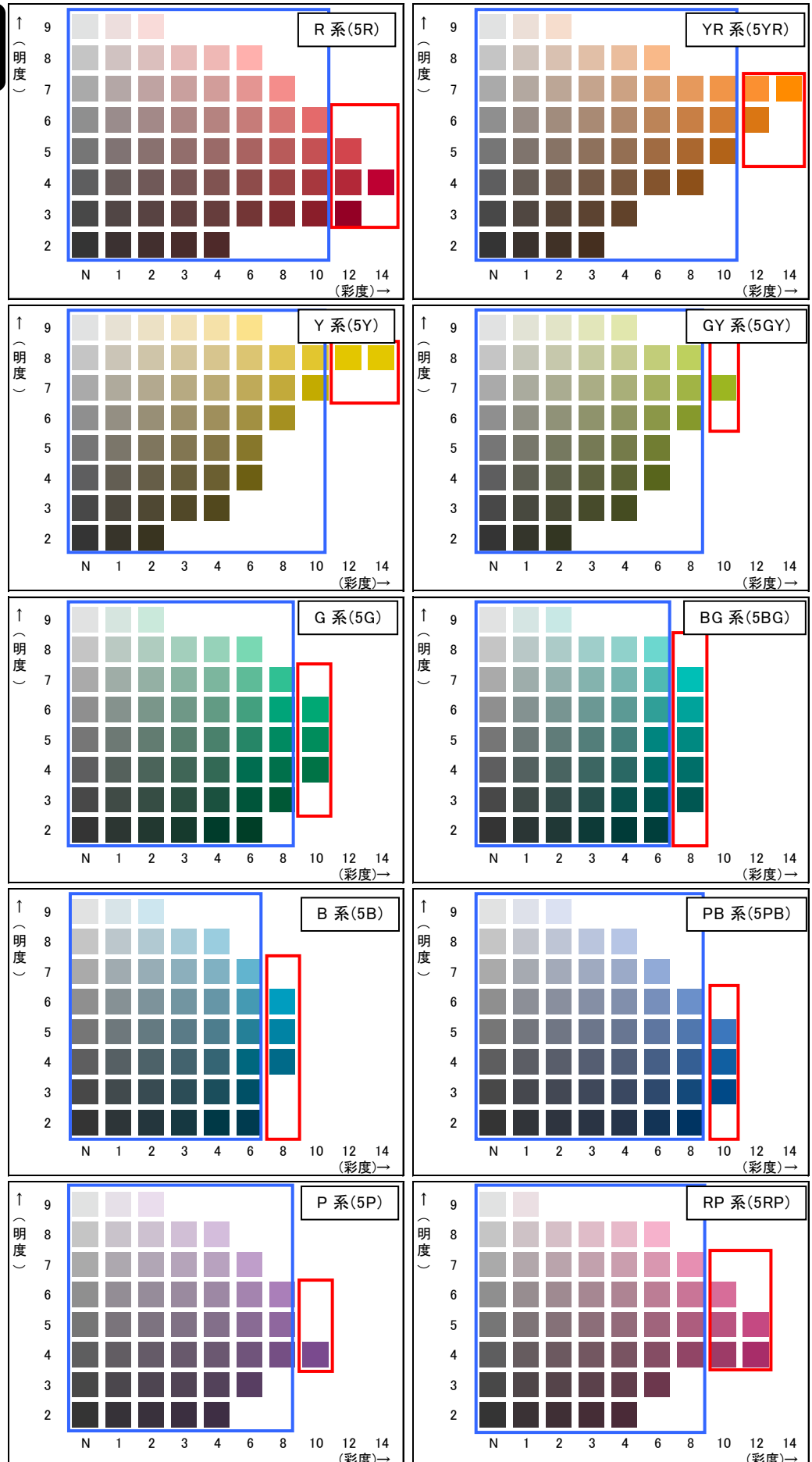
第 1 種 許可 地域

自然環境及び住  
宅環境への影響  
が特に大きい地  
域であるため、  
広告物の地色に  
高彩度な色彩の  
使用を禁止する

彩度 10 以下  
R, YR, Y  
彩度 8 以下  
G, GY, P, PB, RP  
彩度 6 以下  
B, BG

※ 但し、自家用  
広告物は除く

※ここに表現され  
ている色彩は印刷  
によるものであ  
り、正確な色値を  
求め、実際の色  
票で確認して下  
さい。



【 8 適用除外広告物】（条例 第 7 条）

屋外広告物の範囲は非常に広く、一般家庭の表札や日常的な慣習や祭礼のための公告も含まれることから、これらを全て一律に規制することは、社会生活に支障をきたすことも考えられます。そこで、社会生活を営むうえで最低限必要な広告物については、一定の基準内で禁止区域や許可地域の規制の対象から除外されています。

（ 1 ） 許可を受けることなく、禁止地域、禁止物件又は許可地域に表示できるもの

①法令の規定によるもの	道路法、道路交通法、建設業法、消防法 等
②選挙運動用ポスター等	公職選挙法による選挙活動のために使用するポスター、看板
③公共広告物	国又は地方公共団体が表示するもの (はり紙等の簡易な広告物以外は市長との事前協議により同意が得られたものに限る)
④寄贈者名等表示広告物	公益上必要なものに寄贈者名を表示するもの (国又は地方公共団体が寄贈を受ける施設又は物件で、表示面の 1 / 20 以下かつ 0.5 m <sup>2</sup> 以内のもの)

（ 2 ） 許可を受けることなく、禁止地域、許可地域に表示できるもの

①自家用広告物	自己の事業所などの建物やその敷地内に、自己の氏名や名称（会社名等）、事業内容を表示するもので、一定の面積以内のもの 禁止地域内： 表示面積の合計が 5 m <sup>2</sup> 以内のもの 許可地域内： 表示面積の合計が 15 m <sup>2</sup> 以内のもの (例：分譲・賃貸マンション名、 自己所有のアパートに「入居者募集」と表示する場合など)
②自己管理用広告物	自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示するもので、表示面積の合計が 5 m <sup>2</sup> 以内のもの (例：〇〇建設用地、〇〇会社管理地、資材置場〇〇商事、売地、関係者以外立入禁止など) ※ただし、管理上の必要がない、営利を目的とした表示内容と判断される場合は、管理用広告物に該当せず、許可が必要です。
③工事現場の塀などに表示するもの	工事期間中に表示されるもので、営利を目的としないもの (例：施工会社の記載、工程表など) ※「入居者募集中」や「〇月〇日オープン」は営利目的にあたるため、許可が必要です。
④冠婚葬祭のための案内表示や祭礼のためのもの	冠婚葬祭や祭礼のために一時的に表示するもの。
⑤講演会、音楽会などのためのもの	講演会、音楽会などのため、一時的に会場の敷地内に表示するもの



【 9 屋外広告物許可手数料】(条例 第5、11条)

区 分	単 位	金 額
(1) はり紙	1 枚につき	5 円
(2) はり札	1 枚につき	10 円
(3) 広告幕	1 枚につき	400 円
(4) 立看板	1 個につき	200 円
(5) アドバルーン	1 個につき	1,000 円
(6) 電柱を利用する広告物	1 個につき	200 円
(7) その他の広告物		
1 m <sup>2</sup> 未満	1 個につき	200 円
1 m <sup>2</sup> 以上 2 m <sup>2</sup> 未満	1 個につき	400 円
2 m <sup>2</sup> 以上 5 m <sup>2</sup> 未満	1 個につき	800 円
5 m <sup>2</sup> 以上 10 m <sup>2</sup> 未満	1 個につき	1,600 円
10 m <sup>2</sup> 以上 20 m <sup>2</sup> 未満	1 個につき	3,200 円
20 m <sup>2</sup> 以上 30 m <sup>2</sup> 未満	1 個につき	5,000 円
30 m <sup>2</sup> 以上 50 m <sup>2</sup> 以下	1 個につき	8,000 円
50 m <sup>2</sup> を超えるもの	1 個につき	8,000 円に 50 m <sup>2</sup> を超える面積 (1 m <sup>2</sup> 未満の端数を生じる場合は、1 m <sup>2</sup> に切り上げた面積) について 1 m <sup>2</sup> につき 200 円を乗じて得た金額を合算した額。但し、その額が 50,000 円を超えるときは 50,000 円とする。

備考 照明を伴うものについては、この表に定める額に、10割を加算した額とする。

#### IV. 違反したとき

次のような場合、罰則に処されることがあります。(条例 第48～53条)

罰則内容	罰則対象者
1年以下の懲役又は50万円以下の罰金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録を受けずに屋外広告業を営んだ者</li> <li>・不正の手段により屋外広告業の登録を受けた者</li> <li>・営業の停止命令に違反した者</li> </ul>
50万円以下の罰金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・除却命令等に違反した者</li> </ul>
30万円以下の罰金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・違反広告物等の表示や掲出をした者</li> <li>・許可なく広告物等の変更又は改造を行った者</li> <li>・除却義務違反等を行った者</li> <li>・屋外広告業登録事項の変更届出をせず、又は虚偽の変更届出をした者</li> <li>・業務主任者を選任しなかった者</li> </ul>
20万円以下の罰金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広告物に対する立入検査を拒んだり、妨げる等の行為を行った者</li> <li>・報告の求めに対し、報告をしなかったり、虚偽の報告をした者</li> <li>・営業所等への立入検査を拒んだり、妨げる等の行為を行った者</li> </ul>
<p>法人の代表者又は法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の事務に関して、上記の違反行為をした場合は、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各罰金刑が科せられます。</p>	
5万円以下の過料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃業等の届出を怠った者</li> <li>・営業所ごとに標識を掲げず又は虚偽の掲示をした者</li> <li>・営業所ごとに帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者</li> </ul>

※当冊子の掲出内容は、久留米市屋外広告物条例、施行規則等の簡略化した表現を用いておりますのでご注意ください。





---

発行 久留米市 都市建設部 都市計画課  
〒830-8520 久留米市城南町15番地3  
TEL : 0942-30-9083  
FAX : 0942-30-9714